

平成31年第4回大山町教育委員会

招集年月日 平成31年3月26日(火) 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	林原浩子
4番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 議案第 1 号 大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する規則について

日程第 3 議案第 2 号 大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する要綱について

日程第 4 議案第 3 号 大山町大山公民館分館活動補助金交付要綱の制定について

日程第 5 議案第 4 号 大山町町民運動会補助金交付要綱の制定について

日程第 6 議案第 5 号 青少年育成大山町民会議活動費補助金交付要綱の告示について

日程第 7 議案第 6 号 大山町女性団体活動費補助金交付要綱の告示について

日程第 8 議案第 7 号 大山町青年団活動費補助金交付要綱の告示について

日程第 9 議案第 8 号 大山町体育協会補助金交付要綱の制定について

- 日程第 10 議案第 9 号 大山町スポーツ少年団補助金交付要綱の制定について
- 日程第 11 議案第 10 号 大山町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 12 議案第 11 号 大山町青少年育成指導委員の委嘱について
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 3 1 年度要保護・準要保護児童生徒の認定等について
- 日程第 14 議案第 13 号 指定学校の変更について
- 日程第 15 議案第 14 号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について
- 日程第 16 議案第 15 号 大山町社会教育委員の委嘱について
- 日程第 17 議案第 16 号 大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成 3 1 年 4 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
2月28日	木	六長合同会議(終了後 町教育振興会議)、大山西小地区進出学習会閉講式
3月1日	金	大山町議会3月定例会(報告、提案理由説明、補正予算質疑・討論・採決)
2日	土	大山分館まつり
3日	日	三木市教育委員会来町(町立図書館)
4日	月	大山町議会3月定例会(補正予算以外の質疑・討論・採決)
8日	金	教育長表彰(町内中学校)
9日	土	教職員人事異動最終折衝、教育長内示(バードステイホテル～10日)
11日	月	中学校卒業証書授与式
12日	火	管理職会議、臨時教育委員会(非公開)
13日	水	一般質問(～14日)
15日	金	教育長表彰(町内小学校) 平成30年度社会教育委員、公民館運営審議会委員合同会議
18日	月	ことぶき学級閉講式
19日	火	小学校卒業証書授与式、第2回文化財保護審議会
22日	金	町内小中学校修了式、教職員離任式、大山町議会3月定例会(閉会)
24日	日	テメキュラ市訪問団来町(～4月1日)
26日	火	大山きゃらぼく保育園卒園式、庄内保育所卒所式、定例教育委員会

今 後 の 予 定

27日	水	名和さくらの丘保育園卒園式、大山保育所卒所式
28日	木	中山みどりの森保育園卒園式
29日	金	町職員退任式

4月1日.(月) 8:30～ 役場辞令交付式・新任式
 9:15～ 教育委員会辞令交付式
 10:15～ 転入教職員辞令交付式、挨拶式、宣誓式

議案第1号

大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する規則について

大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する規則を次のように定める。

平成31年3月 日

大山町教育長 鷲見寛幸

大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する規則

(大山町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 大山町教育委員会事務局組織規則(平成17年大山町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号に改め、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改正後		改正前	
(職制及び職務)		(職制及び職務)	
第4条 課等に課長、園長又は所長を置く。また、室に室長 <u>(削る)</u> を置く。		第4条 課等に課長、園長又は所長を置く。また、室に室長、 <u>班に班長</u> を置く。	
2 略		2 略	
3 第1項及び第2項に掲げる職の職務は、次の表に掲げるとおりとする。		3 第1項及び第2項に掲げる職の職務は、次の表に掲げるとおりとする。	
	職務	職名	職務
次長	教育長を補佐する。	次長	教育長を補佐する。
課長	上司の命を受け、課等の事務を掌理し、	課長	上司の命を受け、課等の事務を掌理し、
園長	その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。	園長	その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。
室長	上司の命を受け、室又は保育所の事務を	室長	上司の命を受け、室又は保育所の事務を
所長	掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。	所長	掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。
課長	課長又は園長を補佐し、課等内の総合調整及び課等の事務に従事する。課長又は	課長	課長又は園長を補佐し、課等内の総合調整及び課等の事務に従事する。課長又は
補佐	園長に事故あるときはその職務を代行する。	補佐	園長に事故あるときはその職務を代行する。
副園長		副園長	
参事		参事	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	班長	上司の命を受け、班の事務を処理するため連絡調整及び指導、助言にあたる。
	<u>(削る)</u>		

(大山町教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 大山町教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(平成17年大山町教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号に改め、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
(職員の職) 第2条 (略) 2 特に必要があると認められるものについては、次の補職を付する。 社会教育主事 社会教育主事補 <u>(削る)</u> <u>指導主事</u> <u>(削る)</u>	(職員の職) 第2条 (略) 2 特に必要があると認められるものについては、次の補職を付する。 社会教育主事 社会教育主事補 <u>文化財調査員</u> <u>指導主事</u> <u>文化財調査班長</u>

(大山町文化財保護条例施行規則を廃止する規則)

第3条 大山町文化財保護条例施行規則(平成17年教育委員会規則第23号)を廃止する。

(大山町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則を廃止する規則)

第4条 大山町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成25年教育委員会規則第1号)を廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第3条から第4条までの施行は、平成31年3月31日とする。

議案第2号

大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する要綱について

大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する要綱を次のように定める。

平成31年3月 日

大山町教育長 鷲見寛幸

大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に関する要綱

(大山町伝統芸能行事保存継承事業補助金交付要綱を廃止する要綱)

第1条 大山町伝統芸能行事保存継承事業補助金交付要綱（平成17年教育員会告示第6号）を廃止する。

(大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱を廃止する要綱)

第2条 大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱（平成25年教育委員会告示第12号）を廃止する。

(大山町伝統的建造物群保存地区町並み保存会事業補助金交付要綱を廃止する要綱)

第3条 大山町伝統的建造物群保存地区町並み保存会事業補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第14号）を廃止する。

(史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会設置要綱を廃止する要綱)

第4条 史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会設置要綱（平成30年教育委員会告示第13号）を廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

議案第3号

大山町大山公民館分館活動補助金交付要綱の制定について

大山町大山公民館分館活動補助金交付要綱を次のように制定する。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

大山町大山公民館分館活動補助金交付要綱

(主旨)

第1条 大山町大山公民館分館活動補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 この補助金は、大山町大山公民館各分館が行う分館事業（公民館まつり、運動会、野球大会、納涼の夕べ、スポーツフェスタ）（以下「分館事業」という。）の実施に要する経費の一部を町が補助し、公民館活動や地域活動の発表及びスポーツを通じ、町民相互の交流を深め、健康で明るい地域づくりに資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、各分館運営協議会または各実行委員会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、大山町大山公民館分館事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、分館事業に要する経費の一部とする。ただし、会議費及びこれに伴う食糧費は、補助金交付の対象とから除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で分館事業に配分する額とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第4号

大山町町民運動会補助金交付要綱の制定について

大山町町民運動会補助金交付要綱を次のように制定する。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷺見寛幸

大山町町民運動会補助金交付要綱

(主旨)

第1条 大山町町民運動会補助金(以下「補助金」という。)の交付については、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 この補助金は、大山町内の各地区実行委員会が行う運動会の開催事業に要する経費の一部を町が補助し、町民相互の親睦を深め、健康で明るい地域づくりに資することを目的にする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、大山町内各地区の大会実行委員会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、大山町町民運動会各地区大会(以下「大会」という。)開催事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、大会に要する経費の一部とする。

ただし、会議費及びこれに伴う食糧費は、補助金交付の対象とから除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で各地区実行委員会に配分する額とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第5号

青少年育成大山町民会議活動費補助金交付要綱の告示について

青少年育成大山町民会議活動費補助金交付要綱を次のように告示する。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

青少年育成大山町民会議活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、青少年育成大山町民会議活動費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、青少年の健全育成に関する活動を行う青少年育成大山町民会議(以下「町民会議」という。)を支援することにより、青少年健全育成の気運を盛り上げることを目的として交付する。

(補助金の額)

第3条 前条に規定する補助金の額は、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 町民会議は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに準ずる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 規則第8条の規定により補助金の交付の額を決定したときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた町民会議が、補助金を請求するときは、規則21条の規定による補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 交付決定通知書の写
- (2) その他町長が必要と認める書類
(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた町民会議は、補助事業を当該年度の末日までに完了させ、青少年育成大山町民会議活動費補助金実績報告書(様式第1号)を、補助金の交付があった年度の翌年度の5月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、規則第19条で規定する実績報告の審査等により補助金の交付の額を確定したときは、青少年育成大山町民会議活動費補助金確定通知書(様式第2号)により当該町民会議に対し、通知するものとする。

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年 月 日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

大山町長 様

申請者 名称

代表者名

印

年度青少年育成大山町民会議活動費補助金実績報告書

年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知のあった下記事業が完了したので、大山町補助金等交付規則第18条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業名 青少年育成大山町民会議活動費補助金

交付決定額 一金 円

添付書類

1. 事業実績
2. 収支決算書

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

名称

代表者名 様

大山町長

年度青少年育成大山町民会議活動費補助金の額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度青少年育成大山町民会議
活動費補助金については、大山町補助金等交付規則第19条及び補助金に係る予算の執行の
適正化に関する法律第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額 金 円

議案第 6 号

大山町女性団体活動費補助金交付要綱の告示について

大山町女性団体活動費補助金交付要綱を次のように告示する。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町女性団体活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大山町女性団体活動費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の者を構成員とする女性団体が行う活動に対して女性の生きがいを増進し、併せて町の活性化に向けた取り組みを支援することを目的として交付する。

(補助金の額)

第3条 前条に規定する補助金の額は、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 女性団体は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに準ずる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 規則第8条の規定により補助金の交付の額を決定したときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた女性団体が、補助金を請求するときは、規則21条の規定による補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写
- (2) その他町長が必要と認める書類
(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた町民会議は、補助事業を当該年度の末日までに完了させ、大山町女性団体活動費補助金実績報告書(様式第1号)を、補助金の交付があった年度の翌年度の5月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、規則第19条で規定する実績報告の審査等により補助金の交付の額を確定したときは、大山町女性団体活動費補助金確定通知書(様式第2号)により当該女性団体に対し、通知するものとする。

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年 月 日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

大山町長 様

申請者 名称

代表者名

印

年度大山町女性団体活動費補助金実績報告書

年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知のあった下記事業が完了したので、大山町補助金等交付規則第18条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業名 大山町女性団体活動費補助金

交付決定額 一金 円

添付書類

1. 事業実績
2. 収支決算書

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

名称

代表者名 様

大山町長

年度大山町女性団体活動費補助金の額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度女性団体活動費補助金については、大山町補助金等交付規則第19条及び補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額 金 円

議案第 7 号

大山町青年団活動費補助金交付要綱の告示について

大山町青年団活動費補助金交付要綱を次のように告示する。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

大山町青年団活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大山町青年団活動費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の者を構成員とする青年団の地域活動、社会活動に向けた取り組みを支援することを目的として交付する。

(補助金の額)

第3条 前条に規定する補助金の額は、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 青年団は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに準ずる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 規則第8条の規定により補助金の交付の額を決定したときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた青年団が、補助金を請求するときは、規則21条の規定による補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写
- (2) その他町長が必要と認める書類
(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた青年団は、補助事業を当該年度の末日までに完了させ、大山町青年団活動費補助金実績報告書(様式第1号)を、補助金の交付があった年度の翌年度の5月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、規則第19条で規定する実績報告の審査等により補助金の交付の額を確定したときは、大山町青年団活動費補助金確定通知書(様式第2号)により当該青年団に対し、通知するものとする。

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年 月 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 名称

代表者名

印

年度大山町青年団活動費補助金実績報告書

年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知のあった下記事業が完了したので、大山町補助金等交付規則第18条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業名 大山町青年団活動費補助金

交付決定額 一金 円

添付書類

1. 事業実績
2. 収支決算書

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

名称

代表者名 様

大山町長

年度大山町青年団活動費補助金の額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度大山町青年団活動費補助金については、大山町補助金等交付規則第19条及び補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額 金 円

議案第 8 号

大山町体育協会補助金交付要綱の制定について

大山町体育協会補助金交付要綱を次のように制定する。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町体育協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 大山町民のスポーツ並びにレクリエーション活動の普及と振興を図り、町民の体力の向上と心身の健康な発達、スポーツを通じた町民相互の親睦を図るため、大山町体育協会補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象となる事業は、次に定める事業とする。

- (1) スポーツ大会及び講習会、その他各種体育行事の実施
- (2) 郡(県)民体育大会への派遣事業
- (3) 体育協会の運営事業
- (4) 体育協会所属の各部活動の助成事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、町長が予算の範囲内で認めた額とする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年 4月 1日から施行する。

議案第 9 号

大山町スポーツ少年団補助金交付要綱の制定について

大山町スポーツ少年団補助金交付要綱を次のように制定する。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

大山町スポーツ少年団補助金交付要綱

(目的)

第1条 スポーツ少年団の普及及び育成並びに活動の活性化を図り、スポーツを通じた少年少女の心身の健全な育成に資するため、大山町スポーツ少年団補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象となる事業は、大山町スポーツ少年団が実施する次の事業とする。

- (1) 大山町スポーツ少年団に登録する単位スポーツ少年団の活動助成事業
- (2) 大会並びに交流会、研修会等開催事業
- (3) 指導者の養成事業
- (4) ボランティア活動及び地域行事への参加事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、町長が予算の範囲内で認めた額とする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年 4月 1日から施行する。

議案第 10 号

大山町スポーツ推進委員の委嘱について

大山町スポーツ推進委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成31年3月26日 提出

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- 1 大山町スポーツ推進委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 平成31年4月1日
- 4 任 期 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 11 号

大山町青少年育成指導委員の委嘱について

大山町青少年育成指導委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成31年3月26日

大山町教育委員会
教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町青少年育成指導委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由
現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 平成31年4月1日
- 4 任期 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 12 号

平成31年度 要保護児童生徒の認定について

平成31年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

1. 平成31年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 2人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人

議案第12号

平成31年度 準要保護児童生徒の認定について

平成31年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

1. 平成31年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 64人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人

議案第13号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成31年3月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第14号

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

平成32年度から平成35年度まで使用する小学校教科用図書及び平成32年度に使用する中学校教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条4項の規定により、米子市、境港市、南部町、大山町、伯耆町、日吉津村、日南町、日野町、江府町の各市町村教育委員会は、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を次のとおり設置する。

平成31年3月26日

大山町教育委員会

記

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 | 別紙のとおり |
| 2 大山町教育委員会が選出する採択協議会委員 | 教育長 鷲見 寛幸 |

議案第15号

大山町社会教育委員の委嘱について

大山町社会教育委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成31年3月26日

大山町教育委員会
教育長 鷲見 寛幸

記

- 1 大山町社会教育委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由
現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 平成31年4月1日
- 4 任期 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第16号

大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

大山町公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成31年3月26日

大山町教育委員会
教育長 鷲見 寛幸

記

- 1 大山町公民館運営審議会委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由
現委員の任期満了によるもの
- 3 委嘱年月日 平成31年4月1日
- 4 任 期 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで